

第 2 講：25 「七十五日の断食」

おやさと研究所教授
堀内 みどり Midori Horiuchi

断食は「食」を「断つ」ことです。今日の日本では美容や健康のための方法として人々の話題になることも多くなっていますが、古くから、断食は心身に効果的な影響を及ぼす行為として実践されてきました。そうした断食には、①一定期間一切の食物を断つこと（絶食、不食）、②ある特定の種類に食物を断つこと（食物禁忌、断ちもの）、③古来から多くの宗教で行われている修行の一形態としての断食、という様態が考えられます。

宗教と断食

よく知られるイスラームの「ラマダーン（ラマザン）月のサウム（断食）」では、イスラーム暦の第 9 月であるラマダーン月の日の出から日没まで、イスラームの義務のひとつである「サウム（断食）」を行います。イスラームの聖典「クルアーン」（コーラン）は、次のように命じています。

「これ信徒の者よ、断食も汝らのまもらなければならぬ規律である。…お前たちも本当に神を畏れかしこむ気持ちが出てこよう。（『コーラン』2：179[183]）」

「コーランが、人々のための（神からの）御導きとして、また御導きの明らかな徴として、また救済（または「善悪、正邪の識別」）として啓示された（神聖な）ラマザンの月（こそ断食の月）。されば汝ら、誰でもラマザン月に家におる者は断食せよ。…そのうちに汝らにも本当に有難いと思う心が起きて来るであろうぞ」（2：181[185]）（井筒俊彦訳『コーラン』上、岩波文庫、1977）

このようにラマダーン月のサウムは神の命令です。そうすることによって、神の有難さや畏れかしこむ気持ちが出てくると説かれるのです。

ユダヤ教の断食では「大贖罪日（ヨム・キプール）」が知られ、（1）神に指示を仰ぐ、（2）助けを求める、（3）悔い改めをするために断食をするといわれます。新約聖書（キリスト教）では断食と祈りが各所で描かれています（ルカ 2：37、マルコ 2：18、マタイ 4：2、使徒行伝 13：2、14：23）。一方、小国の皇太子だったブッダは出家して「苦行」に打ち込み、血管が浮き出るような断食をしました。しかし、ブッダ自身は苦行によっては悟りを得ることが出来ないとし、「中道」という方法で大悟しました。比叡山の千日回峰行では 9 日間の「断食、断水、不眠、不臥の行」（お堂入り）が行われます。修験の大峰千日回峰行にも 9 日間の「四無行：断食、断水、不眠、不臥」があります。即身成仏への願いでしょうか。また、仏教と同時期に興ったジャイナ教には「サッレーカーナー」（死に至る断食）があります。自発的な「賢者の死」といわれるもので、断食により身体を、瞑想等によって心の中の悪を、死に至るまで擦り減らしていく行為とされるものです。

教祖の断食

『稿本天理教教祖伝』によると、教祖が断食された時期として、①慶応元（1865）年（68 歳）9 月 20 日頃から約 30 日間、②明治 2（1869）年（72 歳）4 月末から 6 月初めにかけての 38 日間、③明治 5（1872）年（75 歳）6 月初め頃から 75 日間（8 月中頃まで）、④明治 15（1882）年（85 歳）10 月 29 日から 11 月 9 日の奈良監獄署、⑤明治 19（1886）年（89 歳）2 月、

樺本分署での 12 日間が記されています（④⑤は「出されたものは召し上がらなかった」（別火別鍋）ということなのでこの考察外とする）。①②③のとき、教祖は、水、味噌、（生）野菜を食され、穀物、煮たものは食べられませんでした。いわゆる「断ちもの」というかたちの断食でした。「水さえ飲んで居れば、痩せもせぬ。弱りもせぬ」（『教祖伝』64 頁）といわれ、辻先生御咄として「みりんと、いものさいと、少しづつめし上がって被下と頼んで食していただきしなりと。他のものを差上げ、御自身の手にて御口の側まで御もちになれば、手自然とはねかえして口中に入るゝ事あたはざりし」（『正文遺韻抄』58 頁）という話が伝えられます。

断食前後の出来事をみてみますと、まず、①の時期には、僧侶らの論難や守屋筑前守が教祖と面談し公許をすすめるということがあり、はるの懐妊中には「真柱の眞之亮やで」と仰せられ、10 月には針ヶ別所に赴かれて、いわゆる異説を唱える今井助造を説諭されました。翌慶応 2 年秋頃には小泉村不動院の山伏が論難に来て乱暴し、芝村、高取、郡山などの武士の参詣人が増加し、村人たちは参詣人多数につき迷惑と苦情を申し立てました。しかし、教祖はこの年から「みかぐらうた」第 1 節の歌と手振りを教えられ、5 月 7 日には眞之亮が誕生しました。一方、慶応 3 年、秀司が京都吉田神祇官領に公認出願（7 月 23 日認可）しました。②の時期には、「おふでさき」第 1 号（正月）、第 2 号（3 月）の執筆が始まります。この頃、はつたい粉を御供として渡されるようになり、秀司の縁談につき、平等時村小東家にも赴かれました。教えは、河内、摂津、山城、伊賀へ広がっていき、明治 5 年には「別火別鍋」といわれ、6 年飯降伊蔵に簡単な「かんろだい」の模型を作らせ、翌年は「おふでさき」執筆が続き、6 月にかぐら面を受け取り、「証抛守り」を下付、10 月には仲田、松尾に命じて「大和神社」での「神祇問答」をさせました。これによって教祖は山村御殿で取り調べを受けることとなりますが「高山布教」ともなりました。12 月には赤衣を召され、仲田、松尾、辻、榎井にさづけを渡され、翌年は「おふでさき」の執筆がさらに続き、「ちば定め」があり、「みかぐらうた」の歌と手振りが教え終わります。

こうした状況から、教祖はつとめの完成（世界たすけ）のために「みかぐらうた」を教え、「おふでさき」を執筆し、かんろだいを試作し、かぐら面を作成し、ちばを定められ、そして何より、教祖御自身が「月日のやしろ」であることを「赤衣」「別火別鍋」「さづけの授与」などによっても、人々の目に分かり、心に納得できるようにされたといえます。

「七十五日の断食」

人間では到底できない長期間の「断食」は端的に「月日のやしろ」を明示し、神様の思召しに従った断食は神に凭れ合い切った行為であることを、自らを「ためし」として人々に理解させようと考えました。一方、教祖を「ひながたの親」として慕う信者には「この道は、身体を苦しめる道やない」と「かしのもの」の身上の尊さを説かれています。また、「教祖のことを思えば、我々、三日や五日食わずにいるとも、いとわぬ。」というような真実に心を定める信者の心情は、をやを慕い合い切る心として受け取られているように思われます。